

産業厚生建設委員会会議録（令和3年3月19日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長
藤田産業民生部理事 澤口建設部参事 結城市民健康セン
ター所長 黒川農林課長 石川市民課長 石川福祉介護課
長 長崎商工水産課長 高倉まちづくり課長 荒俣公園緑
地課長 長瀬上下水道課長 石坂生活環境課主幹 小川観
光課主幹 北島建設課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午後1時30分開会

尾崎委員長 ただいまから、令和3年3月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

中川 勲委員、高橋久光委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第8号、議案第9号、議案第14号から第21号及び議案第23号の11議案を一括して
議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。説明に当たっては、要点を簡潔に、かつ、明瞭
にされるようお願いいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること
となっております。よって、議案第8号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第8号）、
議案第9号 令和2年度滑川市下水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第23号 地
方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについては、当委員会での
説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたしま
す。

(特になし)

尾崎委員長 ないようですので、これより質疑に入ります。

質疑があり、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

浦田委員 なら、1点だけ確認を。

全体会でもあったと思うんですけど、ページ数8-17、事業名、6の新型コロナウイルスワクチン接種事業費4,000万円。多分、体制整備という説明だったかなと思うんですけど、4,000万って結構大きな金額なものだから、体制整備の具体的な内容というか、中身を説明できればお願いいたします。

結城市民健康センター所長 体制整備ということで、本市におきましては、このワクチン接種につきましては個別接種方式で行うこととしております。まず、接種券の発送ということがありまして、それに向けての、発券するためのシステム改修でありますとか、それから実際送る物、予診票でありますとか、それから案内文書、それから発送用の封筒の印刷費、それから、ちょっと時期が遅れておりますけれども、当初は個別の郵送代等も費用の中に入れておりました。それから、接種管理のシステムでありますとか、あと配送した後のコールセンターの設置、そういったものの委託料などを計上しております。

そういった接種券の発送、それから相談支援、それから実際に接種する場所の環境整備、そういったものに係る消耗品等も盛り込んでいる接種体制整備としての費用でございます。

浦田委員 ありがとうございます。

具体的にいつから接種になるか分かりませんが、これの中身で大体整備が整って、いつでも受けられる体制にまず整えるよということですね。

結城市民健康センター所長 現在のところ、システム改修によりまして、その接種券の発券は整っております。それで、個別の発送用の封筒の中に、接種券と案内文、それと予診票の封入も完了しております。

発送につきましては、富山県下統一での発送ということで、現在、4月の下旬に発送見込みといったところが濃厚になってきております。今、最終調整をされています。

実際の接種の現場ということにおきまして、様々な衛生資材でありますとか、実際に行かれるときの受付の管理、そういったものの、ちょっと事務機器、OA機器的な物の配備も、今現場の状況を確認しながら整えているところであります。

発送といったところにつきましては、準備はできている状況であります。全体に完璧かという、今、一生懸命に進めているところであります。

以上です。

浦田委員 ありがとうございました。

もう一つ確認なんですけど、コロナワクチン接種のシミュレーション、当初はしないよという話だったと思うんですけど、先般ニュースで、朝日さんがやられて、実際どういいう時系列でやっていくかという検証をされたんですけど、当市はすぐ本番ということで間違いはないですか。

結城市民健康センター所長 シミュレーションのほうは行います。それで、今、医療従事者の方を対象に、厚生連のほうで来週あたりから接種をされると聞いているんですけども、まずは厚生連さんの医療スタッフの方の接種から始まっていかれますけれど、厚生連さんでの医療従事者の方向けのそういった接種の状況でありますとか、実際、個別で打っていく開業医さんとそういった現場を共有して、全体の流れを見させていただいて、そういったところの市医師会の中での研修といいますか、ここに当然市のほうも関わります、全体の流れの確認、それから個別の各医療機関では今順番に回らせていただいているので、実際の接種に向けてのシミュレーションといったものは、各現場を訪問いたしましてやっていく予定にはしております。

シミュレーションを行わないといったようなことでちょっと伝わってありましたら、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

浦田委員 ありがとうございました。よろしくをお願いします。

開田委員 コールセンターを設置されると言われました。受付は全部コールセンターへ言うがですか。あるいは、各医院、例えば私だったらこことか、かかりつけのお医者さんで予約を申し込むがけ。ここだけ、お願いします。

結城市民健康センター所長 申込みの取り方につきましては、先般医師会の方に説明したときに、先生方は、特に高齢者の方は日ごろ通院されている帰りに申し込まれたりということで、大半は通院帰りといいますか、平時の受診日に申し込んでいかれる方が多いと想定していると。あと、今日は受診しないけれども、電話で予約するとかそういう方もおられるということで、個々の病院に意向確認をいたしました。

それで、厚生連さんは、全体の半分ほど、通院時に申込み。残りのほうはコールセン

ターでの申込みということをお聞きしております。

実際は各開業医さんの場合、来院時であろうと電話であろうと、ご自分のところで予約を取られるということで、前回の説明会では意向をお聞きしていたんですけども、今、案内を固めますので、それに向けて最終的に確認をしているところです。

基本的には、すみません、ちょっとまとめますと、各開業医さんにおいては、高齢者の場合は予約を取られる。厚生連さんは、半分がコールセンターというふうに進めていく予定であります。

開田委員 今さっき看護師さんに会って、コールセンターでみんな受付してもらうがになってうれしいわと言われたんですけど、ここ、もう一回ちょっと調整が必要じゃないかと思いたす。開業医の看護師さんです。

結城市民健康センター所長 多分、名前をお出ししてあれなんですけど、ひまわりクリニックさんではないかと思いたす。ひまわりクリニックさんは、そういったことで、こちら1か所だけなんですけど、そういう意向は聞いております。今個々に、そういった、最初にお聞きしたものと変わっていないかということを確認に固めている最中です。

開田委員 分かりました。30分前にそういう話をして、ここへ来ました。

ありがとうございます。よろしくお願いたす。

以上です。

尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第14号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明を願いたす。

石川市民課長 それでは、議案集の14-1ページをお願いいたす。議案第14号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明につきましては、資料集で行いたすと思いたす。資料集の15ページをお願いいたす。

1番目としまして、改正理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことから、当該条例において引用していた部分について所要の改正を行うものでございます。

2番目としまして、主な改正内容につきましては、附則関係でございますけれども、

傷病手当金を支給しております。その際に、新型コロナウイルス感染症の定義の引用先であります法令等が改正されまして、引用先が削除されたということから、当該条例の中に新型コロナウイルス感染症の定義を追加しまして、引き続き傷病手当の支給を可能とする改正を行うものでございます。

3番目として、施行期日でございますが、公布の日としておりますけれども、滑川市国民健康保険条例の改正規定については、令和3年2月13日から適用するものでございます。

なお、16ページの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

石川福祉介護課長 続いて、議案集15-1、議案第15号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集の17ページをお願いいたします。

改正理由といたしましては、第8期介護保険事業計画期間、令和3年度から5年度までにおける第1号被保険者の保険料率について改定をするもの。また、税制改正に伴いまして、健康保険法施行令等の一部を改正する条例が令和3年4月1日に施行されることなどから、当該条例において影響ある部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、まず(1)といたしまして、保険料率の改定でございます。現在の基準額、月額で5,700円を5,741円に0.7%引き上げるものでございまして、基準に相当します第5段階においては、年額で6万8,400円から6万8,900円へと500円の引き上げになります。一番所得の低い第1段階で1万7,100円から1万7,200円へと100円のアップ、一番高い11段階で12万3,100円から12万4,000円へと900円のアップになります。

(2)といたしまして、基準所得金額の改定でございます。これは全国の所得分布調査の結果を踏まえまして、介護保険法施行規則の一部が改正となったものに伴うものでございます。この今ほどの保険料の段階がございましてけれども、このうち第7段階の所得金額を、120万円以上200万円未満だったものを120万円以上210万円未満に、第8段階を200万円以上300万円未満から210万円以上320万円未満に、第9段階を300万円以上400万円未満から320万円以上400万円未満にそれぞれ改正するものでございます。

(3) 低未利用土地等の長期譲渡所得の創設に伴う改正でございます。令和2年度税

制改正におきまして、令和2年の7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合、低未利用土地等の譲渡所得の金額から100万円を控除可能とされたことに伴う引用条文等の追加でございます。

裏面、お願いいたします。(4) 個人所得課税の見直しに伴う改正でございます。平成30年度税制改正によりまして、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げ及び基礎控除が10万円引き上げられたことによって、介護保険料の段階の判定等への影響や不利益を生じさせないための引用条文等の追加でございます。

もう一つ、(5) といたしまして、介護保険料の減免に係る申請時期の改正でございます。今まで介護保険料の減免規定につきましては、徴収方法によって期日が異なっておりましたが、滑川市税条例等と統一いたしまして、徴収方法による申請時期の不平等を是正するものでございます。改正前は、普通徴収の場合には納期限前7日、特別徴収では特別徴収月の前々月の15日としていたものを納期限に統一するものでございます。

施行期日は令和3年4月1日となっております。

19ページからの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案集16-1、議案第16号 滑川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集の23ページをお願いいたします。

改正理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されることなどから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、(1) 介護に関する情報収集・活用とPDCAサイクルの推進。介護サービスの提供に当たりまして、介護に関するデータベースを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する規定を追加するものでございます。

(2) 高齢者虐待防止の推進。介護サービス事業者に、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、またはその再発を防止するための指針の整備等の規定を追加するものでございます。

(3) ハラスメント対策の強化。介護サービス事業者に適切なハラスメント対策を求め、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の規定を追加するものでございます。

(4) 業務継続に向けた取組の強化。介護サービス事業者に、感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスを継続的に提供できる計画、いわゆるBCP計画の策定を義務づける規定を追加するものがございます。

(5) 感染症対策の強化。介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組を義務づける規定を追加するもの。

(6) 運営規程等の掲示に係る見直し。介護サービス利用者の利便性向上や介護サービス事業者の負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な状態、ファイル等の電子媒体で備え置くことを可能とするものがございます。

次のページに移ります。(7) 会議や多職種連携によるICTの活用等。各種会議等において、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を用いた遠隔での実施を認めるとともに、介護サービス利用者やその家族が参加する場合は、同意を得た上で実施する規定を設けるものがございます。

(8) 利用者への説明・同意等に係る見直し。介護サービス事業者の負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る介護サービス利用者やその家族への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めるという規定を追加するものがございます。

(9) 記録の保持等による見直し。諸記録の保存・交付等につきまして、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものがございます。

(10) その他の運営基準の見直し等につきましては、まず医療福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、それから非常災害対策の地域等との連携、それからサービス種別ごとの人員や配置基準の緩和等についての規定の追加となっております。

施行期日は令和3年の4月1日でございます。

25ページからの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次の17-1、議案第17号 滑川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び18-1、議案第18号 滑川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の

一部を改正する条例の制定についてにつきましては、今ほどの議案第16号と改正内容が同一のため、説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、19-1、議案第19号 滑川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集の107ページをお願いいたします。

こちらにも改正理由につきましては同一のものでございますが、改定内容のほうで、(1)から(9)は同様となっておりますが、次のページの下の方、(10)番、その他運営基準等の見直し等のところなんですけれども、作成されたケアプランにおける各サービスや同一事業者によって提供されたものの割合の明示化、それと生活援助の訪問回数の多い介護サービス利用者等の居宅介護支援事業所の抽出や点検・検証の規定を追加するのが、ほかの3議案のほかにあるものでございます。

施行期日は令和3年4月1日。ただし、生活援助の訪問回数の多い介護サービス利用者等の居宅介護支援事業所の抽出や点検・検証に係る改正規定は令和3年10月1日となっております。

109ページ以降の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

石坂生活環境課主幹 それでは、議案集の20-1ページをお願いいたします。議案第20号 滑川市公害防止条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集でご説明いたします。資料集の117ページをお願いいたします。

1、条例の改正理由につきましては、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

2番の改正の内容につきましては、引用している大気汚染防止法の一部改正に伴いまして、特定工事に関する記述が見直されまして、第2条第12項として新規に追加されたことにより、それ以降の各項が繰り下がったため、当該条例において第13項を第14項に改めるものでございます。

3番の施行期日につきましては、令和3年4月1日からとしております。

次のページの滑川市公害防止条例新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

高倉まちづくり課長 それでは、議案集21-1ページをお願いします。議案第21号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてになります。資料集の119ページをお願いいたします。

まず、条例の改正理由といたしましては、単身高齢者の増加など社会情勢の変化を踏まえ、市営住宅等の入居手続において連帯保証人の要件が入居の妨げにならないよう、連帯保証人の数や居住地の要件を緩和し、保証人確保が困難な市民へ配慮するとともに、入居者の更新手続の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきまして、1つ目は、荒俣、上小泉、浜町の各市営住宅及びシーサイドタウン有磯の特定公共賃貸住宅における連帯保証人の要件を緩和するものでありまして、具体的には、アとして、連帯保証人の数を2人から1人に減らします。これらにつきましては、改正条例の第1条と第2条の第11条にそれぞれ規定しております。次に、イといたしまして、保証人の市内居住の要件を撤廃します。これにつきましては、改正条例の第1条と第2条の第12条にそれぞれ規定しております。

2つ目は、荒俣、上小泉、浜町の各市営住宅とシーサイドタウン有磯の特定公共賃貸住宅に加え、サンコーポラス上小泉、吾妻、北野の各定住促進住宅について、契約更新手続を簡素化するものであります。これまで定期的に更新の手続を必要としておりましたが、意思表示がなければ自動更新を認めるものであります。改正条例の第1条の第13条、第2条の第12条及び第3条の第15条にそれぞれ規定しております。

改正する条例につきましては、滑川市営住宅条例、滑川市特定公共賃貸住宅条例、滑川市定住促進住宅条例の3つの条例になります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日からです。

なお、120ページ以降の新旧対照表につきましては、説明を省略いたします。

以上となります。

尾崎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

角川副委員長 議案第15号で基準所得金額の改定が行われるんですけど、これ、何人から何人に変更されるような、そういった見込みって分かりますかね。

石川福祉介護課長 すみません、ちょっと予算書を持ってきませんでしたので、人数をここにメモっていないのですが、申し訳ありません。

尾崎委員長 では、後ほど資料提出か何かでお願いします。

石川福祉介護課長 後ほど、はい、報告させていただきます。

尾崎委員長 はい。

角川副委員長 お願いします。

尾崎委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、それでは質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第8号、議案第9号、議案第14号から第21号及び議案第23号の11議案を一括して採決を行います。

議案第8号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（ただし、市民課、生活環境課所管分）

第3款 民生費（ただし、子ども課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第2表 繰越明許費

第3表 地方債補正

議案第9号 令和2年度滑川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第14号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 滑川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 滑川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 滑川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 滑川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 滑川市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第6号）

専決第2号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第7号）

賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第8号、議案第9号、議案第14号から第21号及び議案第23号の11議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午後2時04分議決

尾崎委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局のほうから何かありましたらお願いします。

結城市民健康センター所長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種の専用相談窓口につきましたのコールセンターの設置時期が確定いたしましたので、お伝えいたしたいと思います。

開始日は3月29日からでございます。時間は9時から17時まで。土曜、日曜、祝日は休みでございます。電話番号は「475-2580」です。高齢者を対象にした接種券の発送は県内統一の日で調整されておまして、現在のところ、4月下旬の見込みとなっております。

コールセンターにおきましては、当面は接種についての相談のみの対応で、予約等は受け付けません。

以上でございます。

尾崎委員長 質疑に入ります。

浦田委員 ありがとうございます。

今ほど3月29日ということなど、広報が出る前になるんだと思うんですけど、一般市民への周知についての方法だけ、確認。

結城市民健康センター所長 公式な発表といたしましては、4月の広報と4月1日のホームページ掲載を予定しておりました。それで、今、実はちょっと県内の情報ということで、北日本新聞のほうで全市町村のこういったコールセンターの設置状況とか、あるいは接種対象者人数等を調査されておまして、そちらのほうに一応情報として提供いたしました。それが県内の状況ということで、周知される形になっております。

市民の皆様には、その接種券の中身のほうには、遅れますけれども、明記してあるという状況ですけれども、今こういったような情報発信の機会がありましたものですから、少し早くなりましたけれども、議会のほうにお伝えして、発信したいと考えております。

以上です。

浦田委員 ホームページは載りますよね、早めに。

結城市民健康センター所長 はい、ホームページには載ります。

尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 その他事項で当局のほうからは、ほかにございませんか。

(特になし)

尾崎委員長 当局のほうからはないようですので、委員の方から何かありませんか。

浦田委員 1点だけちょっと確認なんですけど、今世の中を騒がせております日医工さんの件なんですけど、先般、今月の5日から製造停止が32日間、そして販売停止が24日間の業務停止命令が出ておるんですけども、それに関して、ニュースでも富山第一工場、滑川というのが盛んに出るんですけど、滑川市として、あるいは行政としての対応なりコメントって……。

まあまあコメント、例えば遺憾に思うとか、あるいは再発防止をしっかりとやってもらって再起を図るとか、期待しておるとか、そういった当局の、行政としてのコメントというのは出されないのか。

先般、何で聞くかということ、知事さんがコメントを出しておられるんやちゃね。特に

該当する当市なものだから、何かこんな必要じゃないのかなというのが、私だけじゃなくて、ほかからそういう話があったものですから、今ちょっと確認、聞かせていただいているんですけど。

各業界、あるいは菓業の業界も結構影響があるなということなものですから、そういった方面も含めて、何か行政としてのコメントが発信されないのかどうか確認だけさせていただけないでしょうか。

上田市長 全て県に任せます。コメントができぬほど根っこが深過ぎて、下手なことを発言できません。

ただ、市民はみんな知っているんだよ。だけど、下手なことを言っちゃ駄目だ。

この間、議会で1回報告を私にしましたと思いますけど、ばれたときには、その旨、希望として、分かってくださいと言うしかない。

それ以上の情報は全く入らないものだから、コメントのしようがありません。

浦田委員 了解しました。

尾崎委員長 ほかに委員の方からはございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、ないようですので、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時11分閉会